

○印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

平成 2 年 10 月 23 日 告示第 55 号

改正

平成 8 年 3 月 29 日 告示第 19 号
平成 9 年 3 月 28 日 告示第 40 号
平成 13 年 3 月 29 日 告示第 37 号
平成 15 年 4 月 9 日 告示第 58 号
平成 18 年 9 月 12 日 告示第 110 号
平成 19 年 3 月 29 日 告示第 43 号
平成 27 年 3 月 31 日 告示第 73 号
平成 27 年 12 月 28 日 告示第 186 号
平成 30 年 3 月 29 日 告示第 45 号
令和 4 年 3 月 24 日 告示第 39 号

印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、印西市ふるさとづくり運営会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について定める。

2 会議は、市長の要請に応じ、印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則（平成 2 年規則第 15 号）で定める「ふるさとづくり運営事業」及びシティプロモーションに関することを検討する機関として設置する。

3 前項におけるシティプロモーションとは、市がもつ様々な魅力を発信することで、地域の活性化促進を図る活動をいう。

(構成)

第 2 条 会議の委員は、10 人以内として、市民を過半数とする。

2 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員は、市長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第 3 条 会議に座長及び副座長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、会議の検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、環境経済部経済振興課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日 告示 第 19 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日 告示 第 40 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日 告示 第 37 号）

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 9 日 告示 第 58 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 12 日 告示 第 110 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日 告示 第 43 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 告示 第 73 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 告示 第 186 号）

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 告示 第 45 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日 告示 第 39 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。